

台湾における中国語または英語以外の言語表記を含む商標の出願

維新国際専利法律事務所

黄 瑞賢



維新国際専利法律事務所は2013年に設立された事務所である。弁護士・弁理士である所長の黄瑞賢氏は東京大学大学院応用生命工学を専攻し、日本企業に勤務した経験も有する。台湾弁理士会理事。

台湾商標法第18条第1項は、「商標とは、識別性を具えた標識で、文字や図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音など、またはその結合によって構成するものをいう」と規定している。中国語または英語以外の外国語表記を含む商標も台湾商標法に基づく保護対象であり、登録出願を行うことができるが、商品の説明のみで構成され、識別性を有しない商標は登録されない。台湾における中国語または英語以外の言語表記を含む商標の出願について、以下に解説する。

(1)願書の商標図案分析欄に言語の種類およびその中国語字義を記載

台湾の「商標識別性審査基準」4.1.3は、外国語表記から成るまたは外国語表記を含む商標出願について、以下の通り規定する。

「外国語の文字の含意が指定商品または役務の慣用名称または関連説明である場合、識別性を有しない。出願商標の図案が外国語の文字から成るまたは外国語の文字を含む場合、出願人は願書の商標図案分析欄に言語の種類およびその中国語の字義を記載しなければならない。国民が熟知している言語、例えば英語の場合、それが商品または役務の慣用名称または関連説明であるか否かは、審査の際に容易に判断できる。一方、国民が熟知していない言語の場合、たとえ審査の際にそれが商品または役務の慣用名称または関連説明であることが発見されず、登録が許可されたとしても、外国語の文字に前述した登録を許可しない事由があるときは、異議、無効審判の争議手続きにより、その商標登録は取り消される可能性がある。」

(2)外国語商標は商品の説明であってはならず、識別性を有していなければならない。

商標法第29条第1項

次に掲げる識別性を具えていない状況のいずれかに該当する商標は、登録することができない。

1. 指定商品または役務の品質、用途、原料、産地または関連する特性を描写する説明のみで構成されたもの
2. 指定商品または役務の慣用標章または名称のみで構成されたもの
3. その他、識別性を具えていない標識のみで構成されたもの

したがって、外国語商標が商品の説明であるまたは識別性を有しない場合は登録することができない。以下に、商品の説明であるかまたは識別性を有しないため拒絶された日本語商標出願の例を示す。

事例1：「職人用」

「職人用」という言葉は日本語では、専門職のために使用するものという意味である。ミルク、牛乳、チーズ、バター等を指定商品として出願されたが、「職人用」は商品の適用対象または商品の品質、特性の説明であるとして拒絶された。

事例2：「徳用」

「徳用」という言葉は日本語では、値段の割にお得、安くて得という意味である。果物の蜜漬、ガム、果物飴等を指定商品として出願されたが、「徳用」は当該商標の商品の質がよく安いということを標示し、商品の関連説明であるとして拒絶された。

事例3：「一番鮮」

「一番」という言葉は日本語では、最初、最初のものという意味であり、「一番鮮」は最も新鮮という意味である。ビール、炭酸飲料、ジュース等を指定商品として出願されたが、「一番鮮」は商品の品質、特性の説明であるとして拒絶された。

■ 留意事項

商標法第18条第2項は、「識別性とは、商品または役務の関連消費者に、指示する商品または役務の供給元を認識させ、他人の商品または役務と区別できるものをいう」と規定している。つまり、中国語または英語以外の言葉の商標であっても識別性を有していて、他人の先願商標または登録商標と類似・混同を生じなければ、登録することができる。

仮に、ある外国語商標に対応する中国語訳が1種類しかなく、その対応中国語訳が商標として登録されており、商標権者がその中国語商標を長期にわたり使用した結果周知商標となっていた場合、外国語商標とその周知中国語商標の外観、称呼が異なっても、字義が同一であるため関連消費者に誤認混同を生じやすいという理由で、登録されない。

■ 参考情報

- ・台湾商標法 第18条、第29条
- ・商標識別性審査基準 4.1.3

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)